

第4章 子育て家族のつよ～い味方

子育て中のあなたに頼りにして欲しい町の機関などをご紹介します。

1. こども家庭センター

～子ども課と住民福祉課(保健センター)で一体的に運営しています～

子ども課 子ども・家庭相談係 直通 0266-62-9233

住民福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

こども家庭センターでは、おなかに赤ちゃんがやってきたとき(妊娠期)から子育て期まで、切れ目のないサポートを行うため、子ども課と保健センターが連携し、相談支援を行っています。関係機関との連携や、地域における支援体制づくりにも取り組んでいますので、妊娠のこと、お子さんのこと、ご家庭のこと等で困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

2. 子育てひろば「AiAi」(富士見町地域子育て支援拠点事業)

子育てひろばAiAi 0266-62-5505

静かな林の中にたたずむ小さな建物は、未就園児とその家族及び、地域の方が、ふらつとよって自由にすごせる「ひろば」です。

それぞれの生活リズムで気軽に立ち寄り、思い思いに過ごしていただけます。

また、さまざまな講座などのプログラムを行っています。詳しくは P. 24 をご覧ください。

※子育てひろば「AiAi」は富士見町より事業委託を受けて特定非営利活動法人たくさんの手が運営しています。

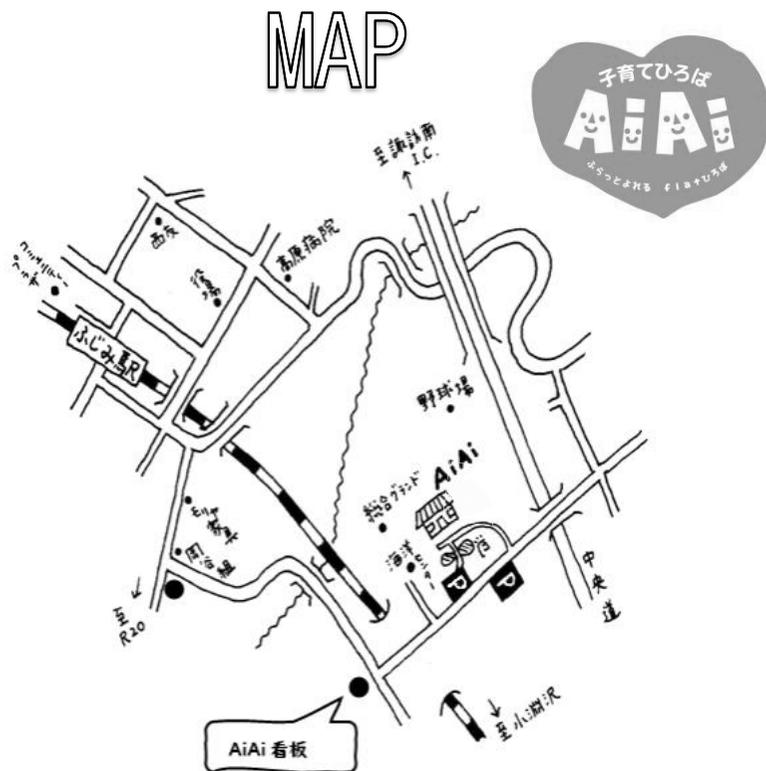
- ファミリーサポートの広場内預かり(→P. 26)
- 子育て相談・援助 「子育て相談の日・コンパス」(→P. 18)
- 女性のしごと相談(月1回)
- ◆ 所在地：富士見町 町民広場「研修センター」 諏訪郡富士見町乙事1230番(次頁地図参照)
- ◆ たくさんの手HP：<https://takusannote.jimdofree.com/>
- ◆ 開設日時：毎週月～金 10：00～15：30 土・日開館日…月1回
- ◆ 休館日：土・日(土・日開館日を除く)・祝祭日・お盆・年末年始(休館日は月によって変動します。富士見町子育てカレンダー、HP、Instagram、Facebookでご確認ください)



◆ 利用料：無料

富士見町外の方も利用できます

休館日や内容についてはたっくさんの手HP・AiAi Instagram・Facebookでご確認ください



建物横にも妊婦さんや首の座らない小さな赤ちゃん連れの方のために5台ほど駐車スペースがあります。どうぞご利用下さい。

3. 富士見町内施設



富士見町図書館

富士見町図書館 0266-62-7930

広くて明るく開放的な図書館は、妊娠中も子どもが生まれてからも、とってもありがたい存在です。お子さんの年齢別お勧め絵本が児童コーナーに紹介されています。親子の読書タイムの参考にお役立て下さい！

- ◆ 開館時間：水曜日～日曜日 9:30～18:00 火曜日 9:30～19:00
- ◆ 休館日：毎週月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合は翌日が休館）
毎月最終金曜（館内整理日）・蔵書点検期間（5月）
年末年始（12月28日～1月4日）



ゆめひろば

生涯学習課 生涯学習係 0266-62-7900

富士見町の中心地にありながら、ふかふかの芝生や大型遊具、幼児用ブランコなど、多くの子どもたちが楽しめる公園です。広い駐車場もあり、お花見や紅葉など、季節の移り変わりを感じられる遊歩道をゆっくり歩くだけでもリフレッシュになります。

- ◆ 多目的交流棟の開錠時間：通常 9:00～21:00
（コミュニティ・プラザが休館日のときは 9:00～17:00）
- ◆ コミュニティ・プラザ休館日：月曜日（当日が祝日の場合は翌平日）
年末年始（12月28日～1月4日）

4. 子育て教室



ベビーマッサージ教室

住民福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

生後2ヶ月から4ヶ月児を対象にベビーマッサージ教室を行なっています。対象となる方へは個々に通知をしています。事前申し込みが必要です。



子育てひろば AiAi 「ごろごろ赤ちゃん&にんぷさんの日」

子育てひろば AiAi 0266-62-5505

生後7, 8ヶ月の赤ちゃんを持つ保護者とこれから出産を迎える妊婦さんがつどう日です。妊婦さんは子育てをしている家庭のお話を聞いたり、赤ちゃんを連れた保護者は赤ちゃんを遊ばせたり、ほかの方とおしゃべりをしたりしてゆつくりとお過ごしください。

- ◆ 開催日：毎月第一水曜日の午前中です。
- ◆ ひろばには支援スタッフが常駐していますので、初めての方でも安心してご利用いただけます。
- ◆ 「ごろごろ赤ちゃん&にんぷさんの日」以外の利用も大歓迎です。開館日時は広報掲載の子育てカレンダーやホームページをご覧ください。(P20)



離乳食教室

住民福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

- ◆ 内容：離乳食のお話、デモンストレーション、試食(保護者のみ)、個別相談
- ◆ 開催日：「乳幼児健診等日程表」で対象児と開催日をご確認ください。集合時間については4ヶ月健診にてご連絡いたします。
- ◆ 持ち物：母子健康手帳、バスタオル、あんしん離乳食BOOK、離乳食のすすめかたの目安(4ヶ月健診で配布)、抱っこ紐(ある方)



幼児食教室(親子クッキング教室)

住民福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

親子で調理、試食、幼児食のお話をします。年3回を予定しています。詳細・申込などは広報ふじみ、町HP、チラシ等をご覧ください。



親子あそびのひろば

住民福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

親子あそびのひろばでは、年に4回、自然あそび、体を使ったあそび等を行っています。お子さんと外出して一緒に遊ぶ機会や、お友達作り、ママやパパのおしゃべりのきっかけになればと考えています。予約は不要ですので、お気軽にご参加ください。

- ◆ 対象：おおよそ1～3歳のお子さんと保護者の方(兄弟と一緒に参加も可能です)
- ※ 託児はありませんので保護者の方の見守りをお願いします。
- ◆ 詳細：日程や内容についてはホームページ・広報をご確認ください。



ペアレント・トレーニング

子ども課 子ども・家庭相談係 0266-62-9233

子どもの行動の特徴を理解し、効果的で具体的な対応方法を学び、練習する講座です。より良い親子関係を目指します。

- ◆ 対象：保育園年中(5歳)～小学校低学年(9歳)までのお子さんを養育している保護者
- ◆ 期間：5～7月、10～12月 各5回ずつ
- ◆ 詳細・申込み：「教育委員会だより」または「広報ふじみ」に掲載する他、対象の家庭にはちらしを配布します。
- ◆ 定員：8名程度



子育てひろば「AiAi」のプログラム

子育てひろば「AiAi」 0266-62-5505

月ごとに様々なプログラムを行っています。

- ◆ 親子で体験プログラム
 - ◆ 子育てに役立つ知識・情報提供をする講座
 - ◆ 保護者のリフレッシュを目的としたワークショップ
 - ◆ おさんぽの日・たき火の日・たき火食どう…自然豊かな AiAi 周辺でおさんぽや外遊び、たき火をします
 - ◆ ゆめひろばの日…ゆめひろばへ遊具を持って遊びに行きます
- 各教室やイベント予定等は AiAi Instagram、Facebook をご覧ください。



5. 家事・育児サポート等

お家の都合でお子さんを一時的に見て欲しい時、気軽にご利用下さい。(どの施設も事前に登録が必要です。)お子さんや保護者の方の状況に合わせてお選び下さい。

公的機関によるサポート



町立保育園 一時保育

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

保育園に入園していない児童について、保護者が緊急または一時的に家庭で保育できない場合に児童の保育をしています。

(保育園の行事等により受け入れできない場合がありますので事前にお問い合わせください。)

- ◆ **実施園** 町立5保育園
- ◆ **保育時間** 平日 8:30~16:00
土曜日 8:30~18:00 (富士見保育園のみ)
- ◆ **対象児童** おおむね満1歳以上の就学前児童
※児童の健康状態や行事などにより受け入れできない事があります。

- ◆ **保育料** 金額は1日あたり (R7.4月現在)

年齢	8時間以内	4時間以内
3歳未満児	2,600円	1,300円
3歳以上児	1,600円	800円

注1) 年齢は4月1日現在です。

注2) 給食代はかかりません。

注3) 午後4時以降の利用は延長料金がかかります。

- ◆ **申し込み** 各保育園、または子ども課 幼児保育係へ、申請書および家庭調査票をご提出ください。

※ 手続き・持ち物等、詳細は上記までお問い合わせください。



病児・病後児保育

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

病気又は病気回復期にある生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までのお子さんを保育ができない期間、一時的に預かります。

- ◆ 利用に当たり……緊急の場合を除き、事前登録が必要となります。

〔登録は無料です〕

- 子ども課幼児保育係窓口へ利用登録票を提出してください。
- 利用を希望される日の前日の午前 9 時～午後 5 時までに富士見高原病院に電話で予約してください。
- 前日、利用前にお子さんの診察を受けていただき、利用可否を決定します。症状によってはお断りすることがあります。

- ◆ 開設場所：富士見高原病院
- ◆ 開設時間：月～金〔土・日・祝日、お盆、年末年始はお休み〕8:30～17:30
- ◆ 利用料金：無料・但し病院での診察のみ利用者負担
- ◆ 利用定員：1日4人

ボランティアによるサポート



ファミリー・サポートセンター

子ども課 子ども・家庭相談係 0266-62-9233

仕事や家庭の都合で子どもを預かってほしい方と子育てを支援したい方が共に会員となり、依頼があった時に有料でサポートする事業です。

だれが会員になるの？

お子さんを預かってほしい方 …… **依頼会員**

町内在住・在勤で0歳～小学6年生まで
の子どもを育てている方。

お子さんを預かってくださる方 …… **支援会員**

町内在住の子育てを支援したい方。
資格・性別・年齢は問いませんが
事前の講習が必要です。

※ 依頼会員と支援会員は兼ねることができます。(両方会員)

会員登録は？

随時できます。(申込は子ども課 子ども・家庭相談係まで)

利用料

(R7.4月現在)

利用料 (1時間あたり)	1人	2人 (兄弟・姉妹)	3人 (兄弟・姉妹)
月～金(平日) 8:00～18:00	800円	1,200円	1,600円
上記時間以外 (土・日・祝日含む)	900円	1,350円	1,800円
事前面接	500円		
交通費	1Km当り20円		

※ 上記利用料が、支援会員の方への報酬となります。

※ 富士見町子育て応援券も利用できます。

どこで子どもを見てくれるの？(場所)

お互いの会員の同意のもと、子どもの安全が確保できる場所。

子育てひろばAiAiでもお預かりできます。

保険について

支援活動に関して生じた事故などに備え、

会員は保険に加入します。(費用は町負担です)

依頼会員 子ども傷害保険

支援会員 傷害保険・賠償責任保険



お互い様だね!!

子育て“ちゃちゃちゃ”

特定非営利活動法人 たくさんの手 0266-62-5505(子育てひろばAiAi)

Mail: takusannote@gmail.com

子育て“ちゃちゃちゃ”は、子育てを地域で支え合う有償/無償ボランティアシステムです。子育てひろばAiAiを運営するNPO法人たくさんの手が、皆さんの「困った！」と「助けるよ！」を「おたがい様！」で繋げます。

● “ちゃちゃちゃ” っと「助けるよ！」

子育て家庭の力になりたい、子どもと触れ合いたいと感じている方、ぜひ“ちゃちゃちゃ”メンバーにご登録ください。お互い様の気持ちで、地域の子育てをお手伝いください。子育て中の皆さんも登録可能です。

● 「困った！」ときは“ちゃちゃちゃ”へ

お困りごとがありましたら、“ちゃちゃちゃ”「助けるよ！」メンバーがお助けに上がります。まずはたくさんの手にお問い合わせください。

- ・子育てひろばの活動見守りサポート ・施設整備
- ・乳幼児健診の同行サポート ・家事サポート、 …などなど

- ・ 活動場所、活動費（謝礼金）などは活動内容により異なります。
- ・ 富士見町子育て応援券も利用できます。
- ・ コーディネーターが事前に面談をし、活動のマッチングや費用の調整をさせていただきます。
- ・ 法人正会員の登録が必要です。



暮らしサポート・富士見(くらサポ)

富士見町社会福祉協議会 地域福祉係 0266-78-8550

町内在住者に対するサービスで、妊娠中～産前産後、子育て中の家事などのサポートを行います(有償もしくは無償)。利用にあたっては富士見町社会福祉協議会への会員登録が必要です。

日常生活でちょっと困ったとき、地域での助け合い・支え合いが必要な方に。住民同士のボランティアをコーディネートいたします。

例えばこんなお手伝いが欲しい時…

- ・ゴミ出し ・草取り ・掃除 ・家事援助
- ・話し相手 ・外出支援 ・雪かき ・代読、…などなど

活動費（謝礼金）…1時間500円（あくまでも基準額です。双方の相談の上決定します）
材料費・燃料代などが発生した場合は実費とします。

富士見町子育て応援券も利用できます。

※利用には富士見町社会福祉協議会への住民会費(一口1,000円～)の納入が必要です



有償在宅福祉サービス

富士見町社会福祉協議会 0266-78-8987

利用にあたっては富士見町社会福祉協議会への会員登録が必要です

サービス内容

調理、洗濯、掃除などの家事支援
担当者が事前に訪問し、調整させていただきます。

サービス利用料金

利用料 (1時間あたり)	9時~17時	特別な事情がある場合は左表の限りではありません。
月~金(平日)	1,000円	
土・日・祝日	1,050円	
交通費	1回110円	

※本サービスは、社協会員に対して専門研修を受けたスタッフが伺います。



富士見町子育て応援券

子ども課 家庭相談係 直通 0266-62-9233

子育て環境の充実を図るため、町内に住所があり、当該年度の4月2日時点で3歳未満の児童を持つご家庭に対し、子育て応援券が支給されます。

- ◆ 交付内容：児童一人当たり 20 枚(1 枚 800 円、1 時間相当の利用券)
- ◆ 対象事業：令和7年4月時点では以下の事業が対象となります。
 - ① ファミリー・サポート・センター事業(P. 26 をご覧ください)
 - ② 暮らしサポート事業(P. 28 をご覧ください)
 - ③ 子育て“ちゃちゃちゃ” (P. 27 をご覧ください)

申請方法や対象事業についてなど、詳しくは家庭相談係へお問い合わせください。

6. 相談窓口

子育て中は親として、一人の大人として、悩むことはたくさん出てきます。そんなときに自分ひとりや家族の中だけで抱え込まずに、どうぞ声に出してください。一緒に解決の糸口を探しましょう。



「…とは言えどこに相談したらいいか分からない…」
そんな時、まずは一番身近な下の相談先へ
あなたの悩みに一番適切な相談先へつなげてくれます

住民福祉課 保健予防係(保健センター)	0266-62-9134
子ども課 子ども・家庭相談係	0266-62-9233
子育てひろばAiAi(利用者支援員)	0266-62-5505



長野県 諏訪児童相談所

長野県 諏訪児童相談所 Tel:0266-52-0056 Fax:0266-52-0057

18歳未満の子どもに関する相談を受け、専門的な立場から解決のお手伝いをします。相談をする場合は、役場の子ども課に連絡していただくか、直接、児童相談所に電話で申し込んで、相談日時を予約してください。

- ◆ 場所—— 諏訪市 湖南 3248-3
- ◆ 休日—— 土・日・祝祭日・年末年始
- ◆ 費用—— 相談の費用はかかりません
- ◆ 個人の秘密は固く守ります



長野県 諏訪養護学校

長野県諏訪養護学校 Tel:0266-62-5600 Fax:0266-61-1000
Mail: suwayo99@m.nagano-c.ed.jp

ありのままの自分を大切に、皆と共に生きること喜びを感じ、笑顔あふれる学校を目指しています。

当校では子どもに関する相談を受け付けています。まずは電話・メールでご相談ください。

- ◆ 場所 ————— 富士見 11623-1
- ◆ 施設 ————— 小学部・中学部・高等部・訪問部・寄宿舎
- ◆ 教育相談 —— 就学相談・進路相談・理解啓発

【諏訪養護学校ふじみの森分教室】

富士見高等学校内に開室している高等部の分教室です。卒業後の豊かな社会生活を願い、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動に取り組んでいます。教科学習や作業学習、学校での活動と企業での実習を組み合わせたデュアル実習や技能検定への挑戦など、社会参加に必要な知識・技能・態度・体力の育成を目指しています



信濃医療福祉センター(下諏訪町)

信濃医療福祉センター(社会福祉法人)Tel:0266-27-8414 Fax:0266-27-7936

肢体不自由児、重症心身障がい児の入所・外来療育を中心に、発達に心配のある子どもの外来療育も行なっています。また、障がい児等療育支援事業の指定を受け、地域療育支援も行なっています。

- ◆ 場所 ----- 諏訪郡下諏訪町社字花田 6525-1
- ◆ 外来診療 ---- 脳性まひを中心とした肢体不自由児・重症心身障がい児の早期診断・早期治療ならびに療養指導にあたるほか、発達に心配のある子どもの診察・療育も行なっています。
- ◆ 外来受付 ---- 9:00~11:30
- ◆ 母子健康手帳と健康保険証が必要です。
- ◆ 外来診療科 ---- ● 整形外科 ● 小児科(予約制) ● リハビリテーション科
(すべて月~金)
- ◆ ホームページ ---- <http://www.shinano-iryu.or.jp>



諏訪保健福祉事務所

健康づくり支援課

諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課
予防衛生係 0266-57-2926
保健衛生係 0266-57-2927

- 精神科医師による相談。ひきこもりや発達障害、思春期の心の悩みなどについて、相談を受けられます。(無料・要予約 0266-57-2927)
- エイズ・性感染症に関する相談・検査を実施しています。(無料・要予約 0266-57-5656)
- 妊娠を希望する女性、風しん抗体価の低い女性の配偶者等を対象に、風しん抗体価検査を実施しています。(無料・要予約 0266-57-2927)

- これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方、輸血や大きな手術を受けた方で感染不安がある方などを対象に、B型・C型肝炎ウイルスの相談・検査を実施しています(無料・要予約 0266-57-2927)。
- 不妊・不育症治療・検査費用の助成
詳しくはP. 46をご覧ください。

福祉課

諏訪保健福祉事務所 福祉課 0266-53-6000

- 生活保護、ひとり親家庭(母子・父子)及び寡婦の相談
- 女性・DV相談(0266-57-2911)



民生児童委員・主任児童委員

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

民生児童委員は、地域福祉の担い手として地域に密着し、さまざまな方の相談や支援を行っています。また、行政とのパイプ役として、町民と福祉サービスを結びつける大切な役割を担っています。近所の頼れる『相談役』、人生の先輩に気軽に相談してみませんか？

民生児童委員 (地区毎に 40 人)
主任児童委員 (全町に 3 人)

ファーストブックを
お届けしています。
(P. 10 参照)

相談の例

- 子育て母子保健 ●子どもの地域生活 ●学校生活
- 子どもの教育 ●生活費 ●家族関係 ●生活環境 など

※民生児童委員には守秘義務があります。

※個人の秘密は固く守ります。

※相談内容が他に漏れることは絶対にありません。



各地区の民生児童委員・主任児童委員

※委員の連絡先は住民福祉課社会福祉係（0266-62-9144）へお問い合わせください。

任期：任期:令和4年12月1日～令和7年11月30日

区名	氏名	担当地区
御射山神戸	伊藤 隆吉	御射山神戸 1・2・3・4の国道上
御射山神戸	細川 豊春	御射山神戸 4の国道下・5・6・7
栗生	小川 一美	栗生
大平	日野 光弘	大平・松目・原の茶屋(入笠)
若宮	百瀬 ふみか	若宮
木之間	西村 千代美	木之間
とちの木	小林 泰士	花場 休戸・横吹・とちの木
富士見ヶ丘	内堀 智恵美	富士見ヶ丘・塚平(希望ヶ丘)
富士見	宮越 秀幸	富士見 1～7・12～17部
富士見	五味 道子	富士見 8～11・19～27・45部
富士見	織田 淑子	富士見 29～36・47～50部
富士見	岡崎 咲穂	富士見 37-A～42・55部
富士見	山口 美佐子	富士見 43～44・51～54・56部
南原山	田邊 益行	南原山
富原	小林 厚美	富原
富ヶ丘	福田 蓉子	富ヶ丘:(JA アグリモール西側)
立沢	小池 ちかし	立沢 第1部
立沢	小池 明朗	立沢 第2部 広原(立沢地籍)
立沢	北原 勝右衛門	立沢 第3部
乙事	五味 一枝	乙事 中・中下・大下西・大下東・中林
乙事	藤沢 公子	乙事 大上手・向・南・沢・芝籠
瀬沢新田	雨宮 信子	瀬沢新田 原・中
瀬沢新田	名取 祐仁	瀬沢新田 上・下・東
桜ヶ丘	北原 桂	桜ヶ丘 3部 アパート
桜ヶ丘	雨宮 博秋	桜ヶ丘 1・2部
下薦木	坂本 喜八郎	下薦木 上薦木
神代	森山 英和	神代 平岡 机
瀬沢	小林 敏一	先能 瀬沢
富里	吉川 豊子	富里 5・11・12・13部
富里	村松 健次	富里 1・2・4・14部

富里	佐久知子	富里 6・9・10部
富士見台	藤森明	富士見台
烏帽子	小松まり子	烏帽子
小六	中新田昌丈	小六
高森	小林忍	高森
信濃境	飯田幹夫	信濃境 1～12組
信濃境	高橋千恵子	信濃境 13組～21組
池袋	武藤めぐみ	池袋
先達	小林洋子	田端先達
葛窪	平出政子	葛窪・広原(境地籍)
主任児童委員	牛山由実子	富士見地区
	佐久近子	本郷地区・落合地区
	北原健朗	境地区

7. ハンディキャップへの支援

支援についての相談窓口



支援内容は多岐に渡っています。お子さんに最適な支援、サービスを受けられるように、まずは以下の窓口までご相談下さい。

支援、手当などが一覧になっているパンフレットも用意してあります。

住民福祉課 保健予防係（保健センター） 0266-62-9134

住民福祉課 社会福祉係 0266-62-9144

子ども課 子ども・家庭相談係 0266-62-9233

手帳の申請をしましょう！



身体障害者手帳

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

身体に障がいがある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。

- 指定医師の診断書が必要です。
- 交付申請書、診断書、写真を窓口に提出してください。
- 長野県更生相談室の判定後、障がいの程度によって手帳が交付されます。



療育手帳

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

知的障がいがある方が一貫した療育、援助を受け、様々な福祉施策を受けやすくするための手帳です。

- 交付申請書、写真を窓口に提出してください。
- 児童相談所での判定後、障がいの程度によって手帳が交付されます。



精神障害者保健福祉手帳

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

一定の精神障がいがある方が、様々な福祉施策を受けやすくするための手帳です。交付申請書、写真を窓口に提出してください。

- 申請書、診断書、写真を窓口に提出してください。
- 県で判定後、障がいの程度によって手帳が交付されます。

さまざまな支援があります



特別児童扶養手当

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

精神または身体に障がいがあるお子さんの福祉の増進を図るために支給されます。

- 対象 20歳未満の児童を監護する方
- 所得制限があります。
- 申請しないと受給できません。
- 支給額 1級 月額 56,800円 2級 月額 37,830円



自立支援医療

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

- 育成医療・更生医療では、身体上の障がいの除去や、障がいの程度の軽減のために必要な医療を受ける事ができます。
- ※ 原則として、医療費の1割と食事代の個人負担があります。
- 精神通院医療では、精神科の病気で通院する際の医療費の一部を公費で負担します。
- 原則として、医療費の1割自己負担があります。



障害児福祉手当

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の身体障がい児の皆さんの負担を軽減するために支給されます。

- 対象 20歳未満の重度障がい児
- 所得制限があります。
- 申請しないと受給できません



重度心身障害者介護者慰労金

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

重度障がい児の在宅生活を支援することを目的として、主介護の方に支給されます。

- 対象者 障害児福祉手当を受給する障がい児（3歳以上）の主介護の方
- 要件 ①主介護の方と障害児が同一世帯であること
②在宅での通算介護期間が年間180日以上であること
- 毎年申請が必要となります



重度心身障害者福祉年金

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

重度の障がいがある方に対し、家族の福祉増進と生活の安定を図るために支給します。

- 対象
 - ・身体障害者手帳1級の方
 - ・国民年金法 別表1級9号、10号、11号の方
 - ・特別児童扶養手当法別表に該当する方
- 年額 30,000円



日常生活での障がい福祉サービス

住民福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

子どもを預かってほしい・ヘルパーさんを頼みたい・補装具を作りたい・放課後デイを利用したい…等、障がい福祉サービスの利用については役場住民福祉課社会福祉係（0266-62-9144）までお問い合わせください。

8. ひとり親への支援

支援についての相談窓口



富士見町役場

住民福祉課 保健予防係（保健センター） 0266-62-9134

住民福祉課 社会福祉係 0266-62-9144

子ども課 幼児保育係 0266-62-9237

子ども課 子ども・家庭相談係 0266-62-9233

支援内容は多岐に渡っています。各家庭・お子さんに最適な支援、サービスを受けられるように、まずは上記の窓口までご相談下さい。

支援、手当などが一覧になっているパンフレットも用意してあります。



諏訪保健福祉事務所

諏訪保健福祉事務所 福祉課 0266-57-2911

生活保護、ひとり親、寡婦、児童虐待、DVなどの相談に応じます。（→P. 32）



伊那保健福祉事務所

伊那保健福祉事務所 福祉課 就業支援員 0265-76-6811

伊那保健福祉事務所には就業支援員が配置されており、ひとり親家庭の母等の就業相談や無料職業紹介などを行っています。

- 対象 求職中または転職希望の方で、以下に該当する方
 - ・ひとり親の母または父
 - ・寡婦（夫と死別もしくは離婚後再婚していない方）

さまざまな支援があります



児童扶養手当

子ども課 幼児保育係 0266-62-9237

父母の離婚等による母子・父子家庭等の生活安定と自立を助ける目的により支給されます。

- 対象: 18 歳未満の児童（心身に中程度以上の障がいがある場合 20 歳未満）を養育する、父・母等
- 所得制限があります。
- 申請しないと支給されません。

受給資格者

下の条件に当てはまる対象年齢に達した年の年度末までの児童を養育している父・母または父・母にかわってその児童を養育している方。

- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
- 1 年以上にわたり、父または母が法律により拘束されている児童
- 1 年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
- 1 年以上にわたり、父または母が生死不明の児童

支給額

全部支給の場合(月額)

第一子：46,690 円 第二子以降加算額：11,030 円

一部支給の場合(月額)

第一子：46,680円～11,010円 第二子加算額：11,020円～5,520円
所得に応じて計算式により算出します。



母子父子寡婦福祉資金

諏訪保健福祉事務所 福祉課 0266-57-2911

ひとり親家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために貸付されます。

- 個々の事情により、貸付できない場合があります。
- 貸付までには時間がかかります。余裕を持った申請をお願いします。



ひとり親世帯等 児童激励金

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

ひとり親世帯等で児童を養育されている方に支給されます。

- 対象：中学校卒業までの児童
- 金額：年1回、児童1人につき15,000円
- 条件：4月1日以降引き続き富士見町に住民登録があること。
- 申請しないと受給できません。



母子・父子家庭福祉医療費給付金

住民福祉課 社会福祉係 0266-62-9144

母子・父子家庭の医療費負担を軽減するため、保険診療分の医療費が支給されます。

- 対象：母子家庭の母、父子家庭の父、その母又父が扶養する18歳未満又は20歳未満で高校在学中の子。
- 受給者負担金300円を引いた額が支給されます。